



東京労働局発表
平成25年4月2日

担当	東京労働局労働基準部健康課
	課長 大河内秀人
	主任労働衛生専門官 金田 文人
	電話 03(3512)1616

鉄道事業者が販売した「車両ドアの開閉用車掌スイッチ」の一部にアスベストが含有していたことについて

～「車両ドアの開閉用車掌スイッチ」の回収等を指示～

東京労働局（局長 伊岐 典子）は、下記の2事業者から、鉄道車両に使用していた「車両ドアの開閉用車掌スイッチ（以下、「車掌スイッチ」という。）」内の一部にアスベストを含有したものが一般に販売されていたとの報告（平成25年4月1日）を受け、4月1日、同事業者に対し、既に販売されたアスベスト含有車掌スイッチの早急な回収と現在使用している車掌スイッチの非アスベスト化等を指示した。

1 事業者

- (1) 東武鉄道株式会社(本社:東京都墨田区 03-5962-2411)
- (2) 東京地下鉄株式会社(本社:東京都台東区 03-3837-8277)

2 事案の概要

- (1) 車掌スイッチ内部には、アスベストを含有していた絶縁シートが使用されており、2社では、平成18年9月時点で保有していた車両の一部に当該車掌スイッチが設置されていた。
- (2) 当該車掌スイッチは、東京地下鉄(株)では、現在運行している一部の鉄道車両で現在も使用されている(284個)ほか、2社では、廃棄した鉄道車両に取り付けられていた「アスベストを含有した部品を使用した車掌スイッチ」の一部を販売会などで販売していた。
- (3) 当該車掌スイッチは、鉄道車両用品メーカーの東洋電機製造株式会社(本社:東京都中央区)において製造され、2社には平成18年8月以前に納入されたものである。
- (4) 2社では、アスベストを含有する車掌スイッチを平成18年8月以前から販売しており、平成18年9月以降も販売会などで販売していた。2社は、当該車掌スイッチの一部にアスベストが含有されていることを承知していなかったとしているが、平成18年9月以降労働安全衛生法では販売(譲渡)等が禁止されている。

3 留意点

- (1) 労働安全衛生法第55条では、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものの使用や販売を禁止している。
- (2) このアスベストを含有する絶縁シートは、車掌スイッチの内部に組み込まれているため、スイッチを分解し、絶縁シートを傷付けたりしない限り、アスベストが飛散することはない。